

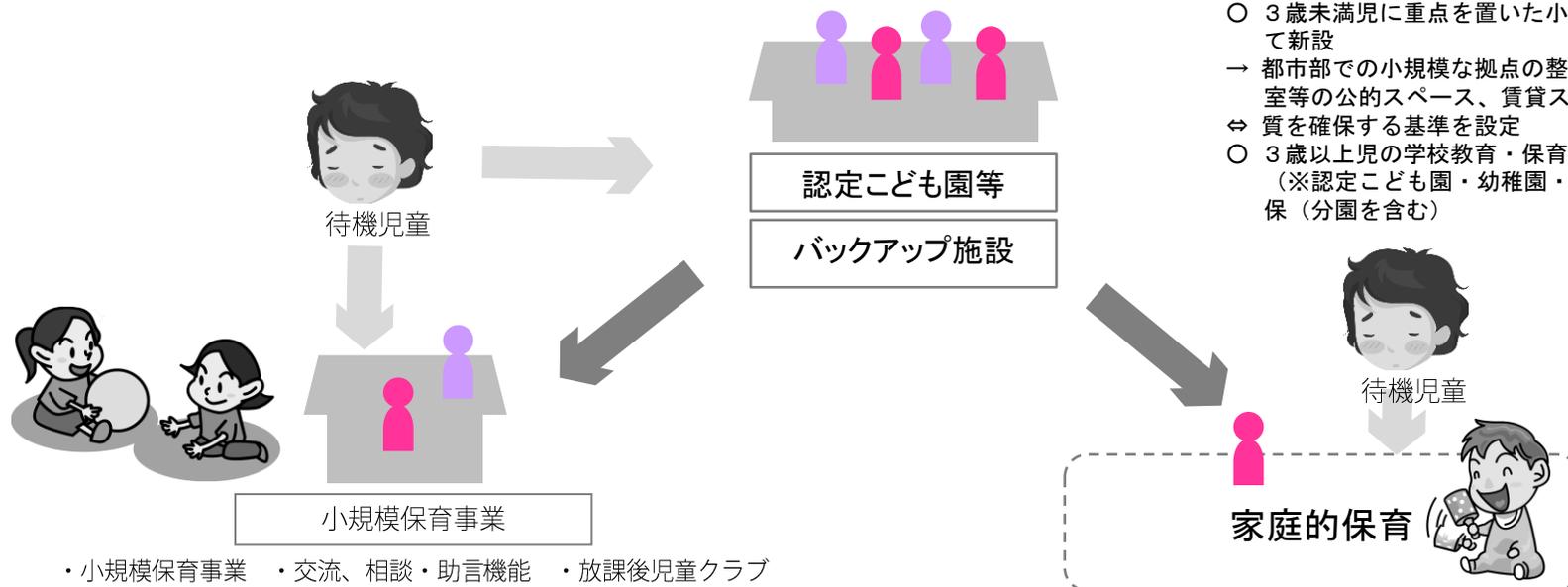
小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実(イメージ)

- 国では、認定こども園等をバックアップする施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図ることを例示しています。

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしている。

- ◇ 小規模保育(複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施するもので、利用定員6人以上19人以下とされている)
- ◇ 家庭的保育(保育が必要と認められる利用定員5人以下の3歳未満の児童について、家庭的保育者の居宅等において、家庭的保育者による保育を行う事業)
- ◇ 居宅訪問型保育(保育を必要とする子どもの居宅にて保育を行う事業)
- ◇ 事業所内保育(主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

図 小規模保育等の活用イメージ



《地域型保育の充実による都市部の待機児童対策》

- 3歳未満児に重点を置いた小規模な保育の類型として新設
- 都市部での小規模な拠点の整備を推進(例: 余裕教室等の公的空間、賃貸スペース等を活用)
- ⇔ 質を確保する基準を設定
- 3歳以上児の学校教育・保育を行う認定こども園等(※認定こども園・幼稚園・保育所)との連携を確保(分園を含む)